

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法 I】

頁数	場所	誤	正
326	②ア	アBの相続放棄申述受理があったことを証する情報を提供してもCが単独で更正登記を申請することはできない	アBの相続放棄申述受理があったことを証する情報を提供して、Cが <u>単独</u> で更正登記を申請することができる（令5.3.28第538号）